

横手市地域密着型サービス事業所の外部評価の
実施回数軽減に係る同意に関する申請要項

(平成25年3月14日高第2398号)

横手市が指定及び監督をしている小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の秋田県地域密着型サービス外部評価実施基準第3条第2項第1号に規定する同意を得るための申請は、次のとおりとする。

1. 申請受付窓口 横手市健康福祉部まると福祉課
2. 申請期日 同意書の交付を希望する日の1週間前まで
(郵送の場合、郵送に要する期間を考慮すること。)
3. 提出書類 ①申請書(別紙様式による。)
 ②外部評価を実施しないことを希望する年度の前5か年度分の外部評価の結果の写(回数軽減が適用された年度は、「秋田県地域密着型サービス外部評価の回数軽減適用について(通知)」の写)
 ③申請日の前年度の運営推進会議の報告、評価、要望助言等の記録の写し
 ④同意書の郵送を希望する場合は、宛先を明記し切手を添付した返信用封筒